

サプライヤー行動規範

ヴァイサラ Oyj とその関連会社 (以下、あわせて「ヴァイサラ」といいます) は、高い倫理基準に取り組んでおり、サプライヤー、代理店および代表者の中で、持続可能性についての文化をもつことを奨励しています。このサプライヤー行動規範 (以下、「本規範」といいます) は、ヴァイサラに関わるすべてのサプライヤーに対する倫理原則とビジネス慣行に関して期待する最低限の事項を示すものです。

1. 法令および規制の遵守

サプライヤーは、適用されるすべての国際法、国内法、指令および規制を遵守するものとします。

2. 人権と労働条件の尊重

サプライヤーは、すべての雇用の場面において、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、民族的出自、障害、妊娠、宗教、政治的所属、組合への加入、または婚姻状況に基づく嫌がらせや差別をせず、従業員の結社の自由と団体交渉を尊重します。サプライヤーは、いかなる種類の強制労働または児童労働も使用しません (ここでいう「児童」とは、15 歳 (現地法が規定する場合は 14 歳)、または義務教育終了年齢のいずれか高い方の法定就労年齢未満の人を指します)。また、サプライヤーは、最大労働時間、最低賃金、およびその他報酬に関して適法される法令および規制を遵守するものとします。

3. 労働安全衛生基準の承認

サプライヤーは従業員に健康で安全な職場を提供し、少なくとも、緊急事態や職業上の危険を防止および管理するための適切な手順が確立され、従業員が飲料水、衛生設備、適切な換気および照明に合理的にアクセスできるようにするものとします。

4. 倫理基準の遵守

サプライヤーは、合法的、倫理的かつ透明性のある商慣行のみに従事し、すべての商取引を正確に記録します。サプライヤーは、公正取引に関するすべての法律を遵守し、いかなる種類の汚職、恐喝、賄賂に関与せず、また、ヴァイサラの従業員への広範な贈り物や接待の提供を行いません。サプライヤーは、利益相反の可能性がある場合は、速やかにヴァイサラに報告する必要があります。また、サプライヤーは、ヴァイサラとそのビジネスパートナーが提供する知的財産権および機密情報を適切な手段で保護する必要があります。

5. 環境責任への取り組み

サプライヤーは環境保護に取り組み、廃棄物、排出物、および有限の資源 (エネルギー、水、原材料を含む) の使用をモニターし、最小限に抑えるための取り組みを支持します。さらに、サプライヤーは、特定の物質の禁止または制限に関する法令、規制およびヴァイサラの要求を遵守するものとします。

2022-01-01

6. 経営に関する確約

サプライヤーは、ビジネスリスクの十分な特定と軽減を図るための管理システムを維持し、法令および規則、ならびに、本規範、サプライヤーの業務および製品に関するヴァイサラからの要求を遵守するものとします。サプライヤーはまた、本規範に規定された倫理的取り組みと、ヴァイサラに対して、信頼性が高く、革新的で費用対効果の高い製品およびサービスを提供する能力とを継続的に向上するよう努めます。

7. サブサプライヤーへの適用

サプライヤーは、自社のサプライヤーが本規範を遵守していることを確認し、要請があればサブサプライヤーから遵守の確認を得るものとします。サプライヤーがヴァイサラに供給する部品または製品に錫、タンタル、タングステンまたは金が含まれている場合、サプライヤーは、紛争に資金を提供することとなる鉱物の購入および使用を禁止するための「紛争鉱物に対する方針」を策定、実施することにより、これらの材料の責任ある調達を確保する必要があります。

8. 法令遵守に対するモニタリング

サプライヤーは、本規範の遵守をモニタリングし、法令遵守に違反するおそれのある活動に関する情報をヴァイサラに対して直ちに提供します。サプライヤーはまた、要求に応じて、本規範に定める事項に関する書面をヴァイサラに提供し、ヴァイサラまたはヴァイサラによって承認された人物が、相互に合意した日時でのオンサイト監査を含む法令遵守に関するモニタリングを実行できるようにするものとします。

9. 違反事案

違反があった場合、サプライヤーは、是正措置計画をヴァイサラに提示する必要があります。是正措置計画は、特定の期間内に実施および文書化する必要があります。サプライヤーは、ヴァイサラが本規範を遵守しないサプライヤーとの関係を打ち切る場合があることを確認します。

10. 署名

本規範に署名することにより、サプライヤーは、上記の原則を実施および遵守するための適切な措置を講じることに同意します。

会社名

署名

楷書の名前

役職

日付と場所

2022-01-01

サプライヤーまたはその他の個人または団体が、本規範に記載されている事項のいずれかに違反していると感じるに足る理由がある場合、以下の方法により、厳重な秘密のもとで報告することができます。

- wbc@vaisala.com への電子メールの送信 (外部サービスを使用して、使い捨ての電子メールアドレスから電子メールを送信できます)
または、
- ヴァイサラの内部通報窓口 (P.O. Box 26, FI-00421 Helsinki, Finland) への手紙の送信

本規範は、ヴァイサラの価値観とヴァイサラの行動規範を反映しており、国際労働機関 (ILO)、国連グローバルコンパクトイニシアチブ及び電子業界行動規範 (EICC) によって作成された原則に基づいています。本規範には、上記の組織、およびビジネスソーシャルコンプライアンスイニシアチブ (BSCI) 並びにソーシャルアカウンタビリティインターナショナル (SAI) によって策定された基準と方針の文言が含まれています。

参考文献の完全なリストは、ヴァイサラのウェブサイトを提供されています。このリストは、サプライヤーにとって有用な情報源として役立つものです。